

(契約事項)

- 1 賃貸人は、賃借人へ提出する請書及び仕様書等（以下「請書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、表記の契約金額をもって、表記の物品を表記の契約期間（以下「借入期間」という。）賃借人に賃貸すること。なお、この請書締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。
- 2 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 賃貸人は、この契約により生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得たときは、この限りでない。
- 4 この契約の履行に関して借入期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、賃貸人がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりて補された部分を除く。）のうち、賃借人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賃借人が負担する。
- 5 賃貸人は、この物件を指定された場所（以下「借入場所」という。）へ指定された日時までに賃貸人の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、借入期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から賃借人の使用に供しなければならない。
- 6 賃貸人は、この物件を賃借人が使用した月（以下「当該月」という。）の翌日以降、毎月1回賃借料（月額）を賃借人に請求することができる。ただし、賃借人が請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。
- 7 前項の賃借料は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たないときは、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
- 8 賃借人は、賃貸人から請求があったときは、賃貸人の履行状況を確認の上、その請求を受理した日から起算して30日以内に、賃借料を賃貸人に支払うものとする。
- 9 賃借人は、この物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ賃貸人の承諾があったときは、このかぎりでない。
- 10 この物件に係る公租公課は、賃貸人が負担する。
- 11 賃借人は、この物件に故障が生じたときは、直ちに賃貸人に報告し、賃貸人は、この報告を受けたときは、賃貸人の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が賃借人の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。
- 12 賃貸人は、この物件が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、賃借人の業務に支障を来さないよう、この物件と同等の物件を賃貸人の負担で賃借人に提供するものとする。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由により使用不能となった場合は、この限りでない。
- 13 賃貸人は、この契約が終了したときは、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は賃貸人の負担とする。
- 14 賃借人は、賃貸人が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は借入場所の原状回復を行わないときは、賃貸人に代わってこの物件を処分し、又は借入場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、賃貸人は、賃借人の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、賃借人の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 15 賃貸人は、この物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他隠れたかしがある場合は、特別の定めのない限り、借入期間中、補修、引換え、補足又はこれに代えて、若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。
- 16 賃貸人は、この物件に所有権の表示をするものとする。
- 17 賃借人は、必要があるときは、賃貸人と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの物件の納入を一時中止させることができる。
- 18 前項の規定により契約金額を変更するときは、賃借人と賃貸人とが協議して定める。
- 19 賃借人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 賃貸人が使用開始日までにこの物件の納入を完了しないとき、又は完了する見込みがないと賃借人が認めるとき。
 - (2) 賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (3) 賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、賃借人の職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 賃貸人が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - (5) 賃貸人の責めに帰すべき事由によりこの物件が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。
 - (6) 前各号のほか、賃貸人が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (7) 賃借人の責めに帰すべき事由によらず、賃貸人から契約解除の申出があったとき。
- 20 前項の規定により契約が解除されたときは、賃貸人は、契約金額（借入期間全体の総額）の10分の1に相当する額（履行部分があるときは契約金額（借入期間全体の総額）から履行部分に対する賃借料相当額を控除して得た額の10分の1に相当する額）を違約金として賃借人に支払うものとする。
- 21 賃借人は、必要があるときは、賃貸人と協議の上、この契約を解除することができる。
- 22 この契約事項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約事項に定めのない事項については、賃借人と賃貸人とが協議の上、定めるものとする。
- 23 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。なお、各号における法人の代表者等とは、法人の代表者若しくは役員（役員として登記又は届出をしていないが実質上経営に関与している者を含む。）、支店若しくは営業所を代表する者若しくは法人と直接雇用契約を締結している正社員又は個人事業主をいい、暴力団等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
 - (1) 法人の代表者等が暴力団等であるとき、又は暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 法人の代表者等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (3) 法人の代表者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人の代表者等が、暴力団等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の代表者等が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
 - (6) 法人の代表者等が、あきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）第5条第1項の勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。
- 24 賃貸人が、前項各号のいずれかに該当したときは、賃借人が契約を解除するか否かにかかわらず、賃貸人は、契約金額（借入期間全体の総額）の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- 25 賃貸人は、この契約の履行に当たり、不当介入等（暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為、威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為、その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに警察に届け出ること。また、警察の捜査に協力すること。
- 26 請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者において協議して定める。